



2年間、所得割額がかからず、均等割額も半額になります。

ただし、平成20年度は特例として、9月までは保険料がかからず、10月から平成21年3月までは均等割額の1割の負担になります。

●保険料の徴収は4月から
保険料の徴収は、4月から始まり、介護保険料と同じく、原則として、年金から差し引いて納付されます。なお、納付開始の時期は加入していた健康保険によって異なります。ただし、年金の年額が18万円未満の方などは、納付書や口座振替で納付することになります。

被保険者証が

一人一枚になります

病院などで医療を受けるときに提示する被保険者証（保険証）は、一人一枚になり、3月末までに市役所の方から送付します。
4月以降に75歳になって被保険者となる方には、誕生日までにお渡しします。

病院などの窓口負担は

1割または3割です

病院などの窓口で支払う自己負担額は、老人保健制度と同じく、かかった医療費の1

割です。

ただし、現役並み所得者は、3割を負担します。

受けられる医療給付は 今までと変わりません

受けられる給付は、老人保健制度や国民健康保険と基本的には同じです。

●高額介護合算療養費

医療と介護の自己負担額が高額になる方の負担を軽減するため、新たに高額介護合算療養費が加わりました。

●療養費

治療用器具を作ったときや、やむを得ず被保険者証を持たずに医療機関にかかったときなどに支給されます。

●高額療養費

一カ月の窓口負担が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分が支給されます。

障がい認定を受けている

老人保健受給者の

移行について

老人保健制度の適用を受けている方は、現在加入している健康保険をやめて、平成20年4月から後期高齢者医療に移ります。

ただし、65歳以上75歳未満



の方で、一定の障がいがあることについて認定を受けて老人保健受給者となっている方は、本人の希望により後期高齢者医療へ移らないこともできます。移らないことを希望する方は、平成20年3月31日までに手続きしてください。

なお、移らないことを希望した場合でも、事務手続き上4月に支給される年金から保険料が差し引かれることがあります。その場合は後日お返しします。

移った場合と移らなかった場合でどちらが有利になるのかは、一人ひとりの状況によって異なりますので、医療費や保険料の負担などを考えて判断してください。

問い合わせ先

- 市役所介護福祉課高齢者福祉係
☎(23)61111番
内線2174・2183
- 北海道後期高齢者医療広域連合
☎011(290)5601番

「ねんきん特別便」確認をお願いします

年4月から5月を目途に順次送られてきます。

②現役加入者の方には、平成20年6月から平成20年10月までを目途に順次送られてきます。

「ねんきん特別便」が送られてきたら、「自身の年金記録に記載漏れや誤りがないかを確認のうえ、必ず手続きをしてください。

調査の結果は「被保険者記録照会回答票」でお知らせします。

住所や氏名変更届はお済ですか

「ねんきん特別便」は、社会保険庁に届出されている氏名と住所に送ることに なりますが、変更手続きをしていない場合「ねんきん特別便」をお手元にお届けすることができません。

なお、氏名や住所の変更は、次のところで手続きをお願いします。

- ①国民年金の被保険者の方（自営業者やその配偶者等）は、市役所の窓口。
- ②厚生（船員）年金の被保険者とその被扶養配偶者の方は、厚生（船員）年金の被保険者の方のお勤め先。
- ③年金を受給されている方は、釧路社会保険事務所。

問い合わせ先

- 釧路社会保険事務所
☎0154(22)0111番
(3月24日からは、0154(61)6001番に変わります)
- 市役所保健課国保係（年金担当）窓口10番
☎(23)61111番内線2125・2126